

令和8年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

固定資産税の課税対象は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産も課税対象です。

茅ヶ崎市内に償却資産を所有している方は、地方税法第383条に基づき、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有している償却資産について申告していただく必要があります。この「申告の手引き」を参照の上、申告期限までに必ず申告をお願いします。なお、該当資産がない方も申告が必要です。

■ 申告期限

令和8年2月2日（月） ※郵送の場合は2月2日（月）の消印まで有効

※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、1月16日（金）までの申告にご協力をお願いします。

■ 申告書の提出先

茅ヶ崎市資産税課（詳細は裏表紙）

次のような方は申告する必要があります！

-  茅ヶ崎市内で、不動産所得がある 【駐車場やアパートを貸し付けている方など】
-  茅ヶ崎市内で、事業を営んでいる 【貸ビル・貸店舗で営業している方含む】

■ 目次

- 1 償却資産のあらまし……………1～6ページ
- 2 償却資産の評価と税額…………7～8ページ
- 3 償却資産の申告……………9～13ページ
(申告書等の書き方…………11～13ページ)



茅ヶ崎市

1 償却資産のあらまし

① 償却資産とは

「償却資産」とは、**土地及び家屋以外**の事業用資産で、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産のことです。

具体的には、個人や法人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その「事業」のために用いている構築物・設備、機械、工具・器具備品等の固定資産のことを「償却資産」といいます。

「事業」とは、一般に「一定の目的の行為を継続、反復して行うこと」をいい、必ずしも営利を得ることを直接の目的としているものだけではありません。したがって、公益法人、一般社団・財団法人等の行う活動も事業に該当します。また、会社等が従業員の利用に供する福利厚生施設（社宅、宿舎等）の構築物・設備、器具備品等も事業用資産に含まれます。

申告の際、個人の方は所得税の申告における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿等を、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16などを基に申告書を作成してください。

償却資産の種類と具体例

資産種類		主な償却資産	
第1種	構築物	土地に定着した土木設備、工作物	門、塀、構内舗装（駐車場舗装も含む）、屋外排水溝、煙突、貯水池、水槽、緑化施設、自転車置場等
	建物附属設備	建物附属設備	生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備、受変電設備、建物から独立した諸設備等
		建物の所有者と異なる者（賃借人）が施工した場合	エレベーター、エスカレーター、間仕切り、店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備等 ※賃借人がその事業のために取り付けた場合は、賃借人の償却資産として取り扱います。
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備、工作機械、土木機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械、その他各種産業用機械及び装置等	
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、ヨット、漁船、釣り船等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0、00~09、000~099」及び「9、90~99、900~999」の車両） ※自動車税、軽自動車税（種別割）の課税対象となる資産は、固定資産税の償却資産には、該当しません。	
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、測定工具、ロッカー、金庫等	

【Q&A】

Q1 税務署には確定申告をしましたが、市役所にも申告する必要がありますか？

A1 必要です。

税務署への申告は、国税（所得税・法人税）の税額を算定するための申告で、市町村が課税をする固定資産税の償却資産（地方税）の税額を算定するための申告とは異なります。このため、償却資産を所有している場合は、税務署への申告とは別に、資産の所在している市役所に**償却資産申告書**を提出する必要があります。

② 償却資産の申告対象

令和8年1月1日（賦課期日）現在所有する土地・家屋以外の事業用資産のうち次に該当するものです。

- ◎ 所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産
- ◎ 使用可能期間が1年以上で、かつ、取得価額（1個又は1組あたり）が10万円以上の資産

（1）申告の対象となる資産

- 家屋の所有者と異なる方（債務者・テナント等）が貸ビル・貸店舗に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産
※債務者等の償却資産となります
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの
(例) 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金算入した場合
(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)
- 償却済資産 減価償却が終わった資産（使用している場合は申告が必要となります）
- 未稼働資産 まだ稼働していないが、すでに完成している資産
- 遊休資産 稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産
- 簿外資産 帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産
- 建設仮勘定で経理されている資産のうち賦課期日までに事業の用に供するようになった資産
- 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

（2）申告の対象とならない資産

- 繰延資産 創立費、開業費等
- たな卸資産 商品、貯蔵品等
- 果樹、馬、牛、その他の生物 ※観賞用・興行用のものは申告が必要
- 無形固定資産 ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等
- 自動車税・軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要
- 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
- 使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ファイナンス・リース取引に係るリース資産で所有者の取得価額が20万円未満のもの

【参考】償却方法と取得価額による償却資産申告の取り扱い

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象
中小企業特例		申告対象	申告対象	
リース資産	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象
一時損金算入	申告対象外			
3年一括償却	申告対象外	申告対象外		

※法人の場合はそれぞれに規定している価額以下の資産であっても、税務会計上固定資産勘定に資産計上されるものは申告対象となります。

【Q&A】

Q2 リース資産は誰が申告するのですか？

A2 所有者です。

ファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。なお、所有権留保付売買として扱うリース取引は、債務者（実質的な買主（所有者））が申告する必要があります。

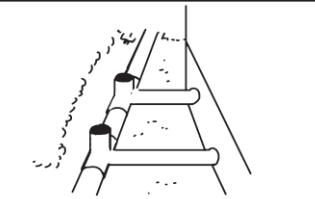
③ 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません (圧縮前の取得価額を申告してください)	認められます
※補助金等の額を引いた額		
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5% ※資産がある限り課税対象	備忘価額（1円）まで
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価（一部合算も可）

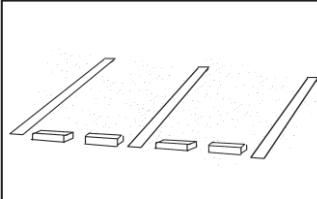
申告漏れにご注意ください！

申告漏れがよく見受けられる資産には、次のようなものがあります。

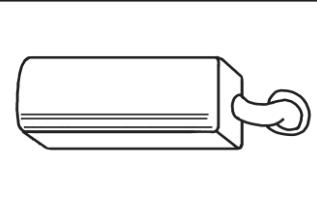
屋外給排水設備



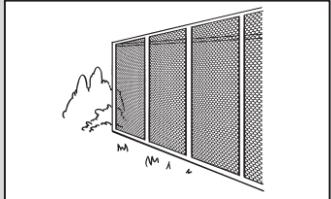
アスファルト舗装路面



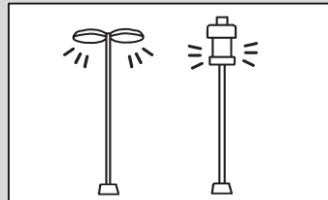
ルームエアコン



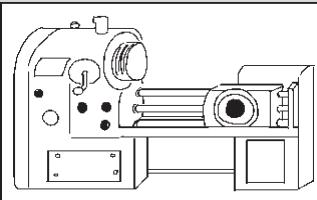
フェンス



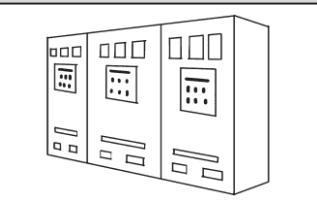
屋外照明設備



事業に使用できる状態の
遊休・未稼働の資産



受変電設備



緑化施設



【Q & A】

Q3

相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか？

A3

被相続人の取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。

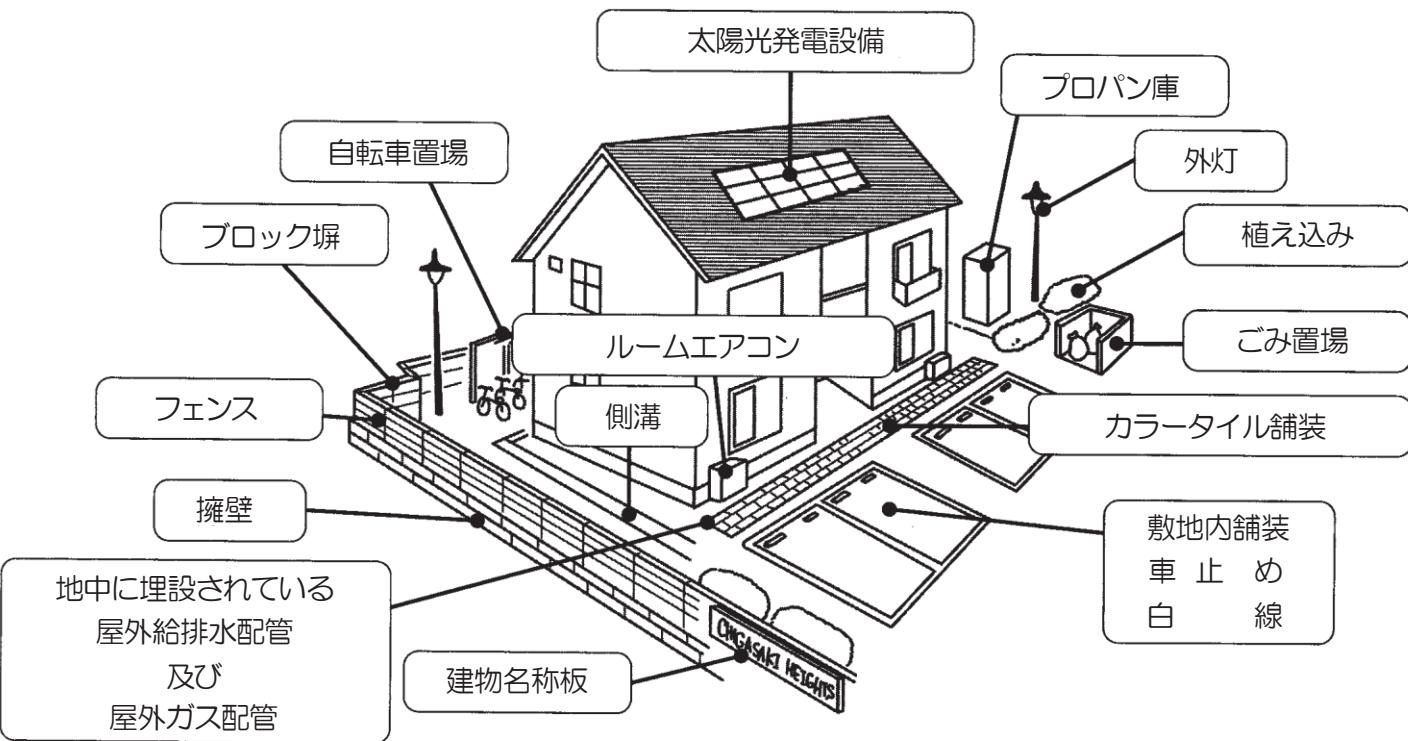
なお、相続の結果、共有資産となった場合は、各々の持分でそれが申告書を作成するのではなく、代表者を決めていただき、所有者名欄に「茅ヶ崎 一郎 外2名」と記入し共有名義で1枚の申告書を作成し、申告をお願いします。マイナンバーの記載は不要です。

④ 「家屋」と「償却資産」の区分

(1) 賃貸用共同住宅

税務会計上において建物附属設備を建物本体に含めて一括で減価償却をしていても、地方税法上で家屋の評価に含まれない建物附属設備は、償却資産として申告が必要です。

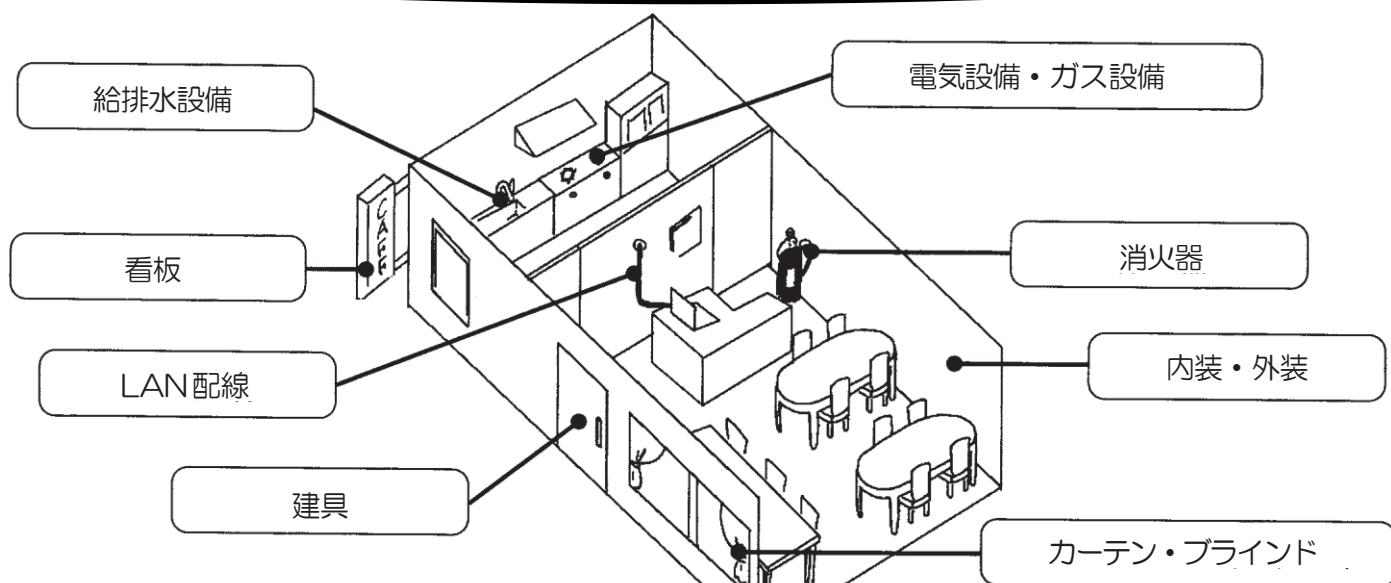
償却資産として申告する必要があります！



(2) 特定附帯設備

家屋の賃借人（テナント）等が施工した内装、造作、建築設備は、「家屋として取り扱うもの」であっても、賃借人等の償却資産としての申告が必要です。（地方税法第343条第10項、茅ヶ崎市市税条例第33条第3項）

償却資産として申告する必要があります！



※主な設備等の例示は、次ページにあります。

■家屋と償却資産の区分表

※本表は主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	異なる場合
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	◎
電気設備	受変電設備	設備一式	◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	◎	◎
	中央監視設備	設備一式	◎	◎
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式	◎	◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○	◎
	電力引込設備	引込工事一式	◎	◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		上記以外の設備	○	◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器	◎	◎
		配管・配線、端子盤等	○	◎
	LAN設備	設備一式	◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	◎	◎
		配管・配線等	○	◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○	◎
		上記以外の設備	○	◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ	◎	◎
		配管・配線等	○	◎
	避雷設備	設備一式	○	◎
	火災報知設備	設備一式	○	◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器）	◎	◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○	◎
	ガス設備	中央式給湯設備	○	◎
		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	◎	◎
	衛生設備	屋内の配管等	○	◎
		設備一式（洗面器、大小便器等）	○	◎
空調設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	◎	◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	◎
	空調設備	ルームエアコン	◎	◎
		上記以外の設備	○	◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	◎	◎
		上記以外の設備	○	◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア	◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	○	◎
		上記以外の設備	○	◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備	○	◎
		上記以外の設備	○	◎
	その他	広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、駐車場設備、駐輪場設備、メールボックス、簡易間仕切（衝立）、カーテン・ブラインド等	○	◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）	○	◎

⑤ 非課税資産・課税標準の特例

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産については、一定の要件を満たせば、課税標準の特例が適用されます。

なお、非課税資産及び課税標準の特例が適用される資産を申告する場合は、**非課税適用申告書又は課税標準の特例適用申告書とともに所管する官庁等の証明書及び届出書の写し等を必ず添付**してください。申告書様式は茅ヶ崎市ホームページからダウンロードすることができます。

■課税標準の特例が適用される償却資産（主なもの一部抜粋）

適用条項		特例の対象となる資産	取得時期	適用期限	特例割合
条	項・号				
地方税法第二百四十九条の二	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産		期限なし	1/3
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産			1/3
法附則第十五条	第2項 第1号	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	1/2
	第2項 第5号	下水道法に規定する下水道除害施設	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日		3/4
	旧 第44項	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等 (貢上げ表明1.5%以上)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	4または 5年間	1/3
	第44項	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等 (貢上げ表明なし)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	3年間	1/2
	第43項	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等 (貢上げ率1.5%以上)	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	3年間	1/2
	第43項	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等 (貢上げ率3.0%以上)	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	5年間	1/4

※特例の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については茅ヶ崎市資産税課へお問い合わせください。

⑥ 耐用年数の短縮・増加償却

所得税法施行令第130条第1項又は法人税法施行令第57条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産がある場合は、「**承認通知書**」の写しを添付してください。

また、所得税法施行令第133条又は法人税法施行令第60条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合には、「**届出書**」の写しを添付してください。

【Q&A】

Q4 本年度、特例が適用されることになりました。2年目以降の申告はどのようにすればよいでしょうか？

A4 **申告が必要です。**

特例適用の2年目につきましても、原則、初年度に申告した書類（非課税適用申告書又は課税標準の特例適用申告書等）の提出をお願いします。

なお、不要な書類もありますので、詳細は資産税課にお問い合わせください。

2 償却資産の評価と税額

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、取得後の経過年数に応する価値の減少（減価）を考慮して一品ごとに評価し、決定します。

① 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額をいいます。引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含みます。

② 課税標準額

取得価額 × 減価残存率（④参照）

次のように資産一品ごとの評価額を求め、その合計額を課税標準額とします。

※課税標準の特例の適用を受けるものは、評価額ではなく軽減後の額を合計したものとなります。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

【評価額および課税標準額の求め方】

初年度評価額	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)	減価率（償却率）
次年度以降評価額	前年度評価額 × (1 - 減価率)	耐用年数に応じて、1年間に資産の価値が減少する割合

（計算例）

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	計算式と令和8年度評価額	令和8年度評価額合計
敷地内舗装工事	令和5年9月	6,700,000円	10年	0.206	（令和6年度評価額算定式） 6,700,000円 × (1 - 0.206 ÷ 2) = 6,009,900円 （令和7年度評価額算定式） 6,009,900円 × (1 - 0.206) = 4,771,860円 （令和8年度評価額算定式） 4,771,860円 × (1 - 0.206) = 3,788,856円	9,096,679円
パソコン	令和6年2月	370,000円	4年	0.438	（令和7年度評価額算定式） 370,000円 × (1 - 0.438 ÷ 2) = 288,970円 （令和8年度評価額算定式） 288,970円 × (1 - 0.438) = 162,401円	評価額の合計 II
NC旋盤	令和7年4月	5,200,000円	10年	0.206	（令和8年度評価額算定式） 5,200,000円 × (1 - 0.206 ÷ 2) = 4,664,400円	決定価格 II
コピー機	令和7年3月	589,850円	5年	0.369	（令和8年度評価額算定式） 589,850円 × (1 - 0.369) = 481,022円	課税標準額



③ 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

$$9,096,679 \times 0.014 = 127,344$$
$$9,096,000 \quad \quad \quad = 127,300$$

※課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

※償却資産に都市計画税は課税されません。

④ 減価率一覧表（減価残存率も含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		【前年中取得】 1-減価率/2	【前年前取得】 1-減価率			【前年中取得】 1-減価率/2	【前年前取得】 1-減価率			【前年中取得】 1-減価率/2	【前年前取得】 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	60	0.038	0.981	0.962
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	70	0.032	0.984	0.968

⑤ 業種別の主な償却資産とその耐用年数

() 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数の一例です。

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に掲げる法定耐用年数を使用してください。詳しくは、同省令をご参照ください。

小売店	陳列ケース（8）、陳列棚（8）、冷蔵又は冷凍陳列ケース（6）、レジスター（5）
飲食店	カウンター（3）、厨房設備（8）、テレビ（5）、調理台（5）、冷蔵庫（6）、製麺機（5）
理容業・美容業	理容業・美容業椅子（5）、ドライヤー（5）、テレビ（5）、洗面設備（15）、タオル蒸器（5）、消毒殺菌器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、乾燥機（13）、プレス機（13）
医療業	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス（15）、充電器（15）、コンプレッサー（15）、洗車機（15）、独立キャノピー（45）、ガソリン給油設備〔計量器、オートリフト圧縮機、貯油そう、カーワッシャー、エアホース等〕（8）
製造業（工場）	受変電設備（15）、アスファルト舗装路面（10）、旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10）、圧縮機（10）、測定・検査工具（5）
不動産貸付業 駐車場業	蓄電池設備（6）、植栽（20）、浄化槽（15）、アスファルト舗装路面（10）、機械式駐車設備（ターンテーブルおよび機器部分）（10）、無人駐車管理装置（5）、屋外照明等電気設備（15）、防犯監視カメラ（5）、金属造の塀（10）、コンクリート造の塀（15）
共通	パソコン（4）、エアコン（6）、コピー機（5）

【Q & A】

Q5 課税標準額が免税点（150万円未満）でも申告しなくてはならないのでしょうか。

A5 はい。申告をお願いします。

地方税法第383条に基づき市内に償却資産を所有している方は、皆様、申告書を提出する必要があります。

3 償却資産の申告

① 申告が必要な方

工場や商店を経営している、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を営んでいる個人もしくは法人

■ 次の場合も申告が必要です。

- ・前年中に資産の増減がない
- ・廃業・転出等により茅ヶ崎市内に償却資産がなくなった
- ・該当資産がない
- ・課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合

※償却資産を**共有名義で所有している場合は**、代表者を決めていただき、例えば、所有者名欄に「茅ヶ崎一郎 外2名」と記入し共有名義で1枚の申告書を作成し、申告をお願いします。

※**相続があった場合は**、相続により取得された方の住所・氏名により申告してください。

また、申告書右下の“18 備考”欄に「被相続人〇〇より相続」と記入してください。

② 提出書類について

申告区分 (償却資産の状況)	申告書	提出書類		主な記入事項
		増加資産 全資産用 (P.13参照)	減少資産用 (P.14参照)	
前年も申告	増加した	○	○	× 令和7年1月2日～令和8年1月1日の増加資産
	減少した	○	×	○ 令和7年1月2日～令和8年1月1日の減少資産
	変わらず	○	×	× 「18備考」欄の「1」に〇印
	増減あり	○	○	○ 令和7年1月2日～令和8年1月1日の増加減少資産
初申告	資産あり	○	○	× 令和7年1月2日～令和8年1月1日の増加資産
	資産なし	○	×	× 「18備考」欄の「〇（零）」に〇印
電算（全資産）申告	○	○ ※全資産の明細	×	× 令和8年1月1日現在に所有されている全資産
廃業・移転等の申告	○	×	×	× 「18備考」欄の「5」に〇印

③ 申告における注意事項

●令和7年の1月2日から令和8年の1月1日（賦課期日）現在までの間に取得または廃棄した該当資産について、申告をしてください。

※申告漏れ資産等がある場合は、過年度にさかのぼって課税されます。

●「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の2枚目の写しは、本人控えとして保管してください。

●申告書を郵送で提出する方で受付印を押した本人控えの返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。封筒のない場合は、返送できませんのでご了承ください。

●申告書の記載内容が、直近の確定申告における「減価償却費の計算」又は「法人税申告書別表16」や「固定資産台帳」の内容を参照し、申告漏れや数字のずれ等がないかをご確認ください。

●次のいずれかに該当する場合には、適用申告書・承認通知書・届出書等の必要書類を添付してください。

- ・非課税資産がある場合
- ・課税標準の特例が適用される資産がある場合
- ・耐用年数の短縮を行っている資産がある場合
- ・増加償却の届出を行っている資産がある場合

※6ページ「⑤非課税資産・課税標準の特例」、⑥耐用年数の短縮・増加償却」参照

④ 電算（全資産）申告をする場合の注意事項

- 増減なしの場合でも、必ず全資産の明細を添付してください。
- 用紙はA4サイズを使用し、本市の申告書を添付するか、本市申告書右上に記載されている「義務者コード」を記入してください。
- 評価額、課税標準額等を算出し、記入してください。
- 前年度以前の申告漏れがある場合は、申告書右下の備考欄と種類別明細書の摘要欄にその旨を明記し、その年度の修正申告書も提出してください。
- 非課税資産は、決定価格と課税標準額には計上しないでください。
- 課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。
また、中古及び移動により受け入れた課税標準の特例が適用される資産がある場合は、最初に特例が認められた年月を種類別明細書の摘要欄に記入してください。

⑤ 償却資産種類別明細書について

すでに申告済みの償却資産について記載されていますので、必ず内容を確認してください。

ただし、初めて申告する方や前年度に電算申告をした方には同封しておりません。

令和8年度 償却資産種類別明細書

所有者コード	12345678
住所	
氏名・法人名	株式会社ABC設計

種類
1構築物 4航空機
2機械及び装置 5車両及び運搬具
3船舶 6工具器具及び備品

連番	種類	資産番号 資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	減価 残存率	前年度評価額	本年度評価額	5% コード率	特例 コード率	減免 コード率	不均一 コード率	備考
				年号 年月										
1	1	0000000040100101 蓄電池設備	1	R3.12	2,640,000	6	0.681							
2	1	0000000040100102 敷地内舗装工事	1	R4.9	6,700,000	10	0.794							
3	6	0000000040100103 パソコン	1	R5.2	370,000	4	0.562							
	1	構築物	2		9,340,000									
	2	機械及び装置	0		0									
	3	船舶	0		0									
	4	航空機	0		0									
	5	車両及び運搬具	0		0									
	6	工具器具及び備品	1		370,000									
		合計	3		9,710,000									

⑥ 調査等に対するご協力のお願い

(1) 実地調査等について

申告内容を確認するため、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づき、電話での問い合わせ及び資料の提供依頼並びに実地調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）に基づき、税務署に申告した所得税又は法人税の申告書類を閲覧する調査を行っていますが、これらの調査等により申告漏れ資産等が判明した場合は、現年度だけではなく過年度にさかのぼって課税することがありますので、ご承知おきください。

(2) 不申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条、第386条及び茅ヶ崎市市税条例第51条による罰則を適用されることがありますので必ず適正に申告をしてください。

⑦償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16等を参考に記入してください。

電算申告をする場合の注意事項

- ・評価額、課税標準額を算出し、記入してください。
- ・非課税資産は、決定価格と課税標準額には計上しないでください。

3 法人は国税府長官より指定された法人番号、個人は個人番号(マイナンバー)を記入してください。

4 事業種目を具体的に記入してください。
※法人は、資本金又は出資金の額を記入してください。

5 個人は事業を開始した年月、法人は設立年月を記入してください。

6 この申告の担当者の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

受付印 (あて先) 茅ヶ崎市長	令和8年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	<small>第二十六号様式</small> <small>提出用</small>														
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>個人番号又は法人番号</td> <td>事業種目(資本金等の額)</td> <td>個人は事業を開始した年月、法人は設立年月</td> <td>この申告の担当者の係名、氏名及び電話番号</td> <td>経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号</td> </tr> </table>	3	4	5	6	7	個人番号又は法人番号	事業種目(資本金等の額)	個人は事業を開始した年月、法人は設立年月	この申告の担当者の係名、氏名及び電話番号	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号				
3	4	5	6	7												
個人番号又は法人番号	事業種目(資本金等の額)	個人は事業を開始した年月、法人は設立年月	この申告の担当者の係名、氏名及び電話番号	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号												
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">10</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">11</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">12</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">13</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>短縮耐用年数の承認</td> <td>増加償却の届出</td> <td>非課税資産当資産</td> <td>課税標準の特例</td> <td>特別償却又は圧縮記帳</td> <td>税務会計上の償却方法</td> <td>青色申告</td> </tr> </table>	8	9	10	11	12	13	14	短縮耐用年数の承認	増加償却の届出	非課税資産当資産	課税標準の特例	特別償却又は圧縮記帳	税務会計上の償却方法	青色申告
8	9	10	11	12	13	14										
短縮耐用年数の承認	増加償却の届出	非課税資産当資産	課税標準の特例	特別償却又は圧縮記帳	税務会計上の償却方法	青色申告										
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">15</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">16</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">17</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市内における事業所等資産の所在地</td> <td>リース会社等品名</td> <td>事業所用家屋の所有区分</td> <td>備考(添付書類等)</td> </tr> </table>	15	16	17	18	茅ヶ崎市内における事業所等資産の所在地	リース会社等品名	事業所用家屋の所有区分	備考(添付書類等)						
15	16	17	18													
茅ヶ崎市内における事業所等資産の所在地	リース会社等品名	事業所用家屋の所有区分	備考(添付書類等)													
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎1-1-1</td> <td>芹沢888</td> <td>自己所有</td> <td>休業中</td> <td>廃業・解散・転出等</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	茅ヶ崎1-1-1	芹沢888	自己所有	休業中	廃業・解散・転出等				
1	2	3	4	5												
茅ヶ崎1-1-1	芹沢888	自己所有	休業中	廃業・解散・転出等												
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">7</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>該当する番号に○印をつけてください。</td> <td>該当資産なし</td> <td>電算申告</td> <td>増減なし</td> <td>休業中</td> </tr> </table>	6	7	8	9	10	該当する番号に○印をつけてください。	該当資産なし	電算申告	増減なし	休業中				
6	7	8	9	10												
該当する番号に○印をつけてください。	該当資産なし	電算申告	増減なし	休業中												
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">11</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">12</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">13</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>該当する番号に○印をつけてください。</td> <td>該当資産なし</td> <td>電算申告</td> <td>増減あり</td> </tr> </table>	11	12	13	14	該当する番号に○印をつけてください。	該当資産なし	電算申告	増減あり						
11	12	13	14													
該当する番号に○印をつけてください。	該当資産なし	電算申告	増減あり													
<p>1 郵便番号、住所及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。 ※印字された内容に変更がある場合は訂正してください。</p> <p>2 氏名を記入し、フリガナを付してください。 法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入してください。 また、屋号があれば記入してください。</p> <p>(イ) 前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。 あらかじめ印字されている場合は内容に相違がないか確認してください。</p> <p>(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p> <p>(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 初めて申告する方は、全資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; text-align: center;">15</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">16</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">17</td> <td style="width: 10px; text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td>該当する番号に○印をつけてください。</td> <td>該当資産なし</td> <td>電算申告</td> <td>資産の所有状況について、該当する番号を○で囲んでください。 相続があった場合は、「被相続人○により相続」と記入してください。 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項(旧氏名、旧名称、旧住所、異動年月など)があれば記入してください。</td> </tr> </table>	15	16	17	18	該当する番号に○印をつけてください。	該当資産なし	電算申告	資産の所有状況について、該当する番号を○で囲んでください。 相続があった場合は、「被相続人○により相続」と記入してください。 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項(旧氏名、旧名称、旧住所、異動年月など)があれば記入してください。						
15	16	17	18													
該当する番号に○印をつけてください。	該当資産なし	電算申告	資産の所有状況について、該当する番号を○で囲んでください。 相続があった場合は、「被相続人○により相続」と記入してください。 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項(旧氏名、旧名称、旧住所、異動年月など)があれば記入してください。													

※該当内容に関わらず、必ず提出が必要です。

⑧種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

⑥ 資産の名称及び規格等を20字以内で記入してください。

⑦ 取得した資産の数量を記入してください。

記入が必要な資産

- 令和7年1月2日から令和8年1月1日まで(令和7年中)に取得した資産
- 令和7年1月2日から令和8年1月1日まで(令和7年中)に他の市町村から移動受入した資産
- 令和7年1月1日までに取得した資産で申告漏れとなっていた資産
- 本市に初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有する全部の資産

※昨年度、電算(全資産)申告をした方には種類別明細書(増加資産・全資産用)は送付しておりませんので、独自の様式にて令和8年1月1日現在所有する全部の資産を申告してください。

① 債却資産申告書右上の義務者コード欄に番号が印字されている場合は、その番号を記入してください。

④ 次の区分により、該当する数字を記入してください。

- 構築物
- 機械及び装置
- 船舶
- 航空機
- 車両及び運搬具
- 工具・器具及び備品

令和8年度
義務者コード
12345678

種類別明細書(増加資産・全資産用)

② 氏名又は名称を記入してください。

③ ページ数をつけてください。

第二十六号様式別表(提出用)

行 資 産 番 号 ④	資 産 コ ード ⑤	資 産 の 名 称 等 ⑥	数 ⑦	取 得 年 月 ⑧	(イ) 取 得 価 額 ⑨	(イ) 耐 用 年 ⑩	(ロ) 減 価 残 額 ⑪	価 値 ⑫	(ハ) 課 税 標準 の 特 例 ⑬			課 税 標準 額 ⑭	増 加 残 額 ⑮	摘要 ⑯		
									年 号 ④	月 ⑧	十 億 百 万 千 円 ⑩	十 億 百 万 千 円 ⑪	十 億 百 万 千 円 ⑫			
01	2	NC旋盤	1	4 5 7 4	5200 000 10 0.	10	0.								12 3 4 4	
02	6	コピー機	1	4 5 7 3	589 850 5 0.	10	0.								12 3 4 4	
03	0.1														1.2 3.4 1.2 3.4	
04	0.2														1.2 3.4 1.2 3.4	
05															1.2 3.4 1.2 3.4	
06															1.2 3.4 1.2 3.4	
07															1.2 3.4 1.2 3.4	
08															1.2 3.4 1.2 3.4	
09															1.2 3.4 1.2 3.4	
10															1.2 3.4 1.2 3.4	

⑨ 当該資産の取得価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む)を記入してください。

■圧縮記帳

圧縮前の取得価額を記入(償却資産の評価上認められていないため)

■消費税

採用している経理方式により取得価額を記入

⑩ 耐用年数を記入してください。減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで(別表3、4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。

■中古資産について

見積耐用年数により償却している場合はその耐用年数を記入

■耐用年数の短縮について

国税局長の承認通知書の写しを添付し、その耐用年数を記入

17	1.7	4 5 4 5	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
18	1.8	4 5 4 5	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.

小計

5 789 850

申告書の(ハ)の合計と一致することを確認してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

茅

⑯ 次に該当する場合は、そのことがわかるように記入してください。

■申告漏れ

■耐用年数の変更

■非課税や課税標準の特例に該当する資産は、その適用条項(例:地方税法附則第〇〇条〇項〇号)

■中古又は移動により受け入れた課税標準の特例が適用される資産がある場合は、最初に特例が認められた年月日

■増加償却

■その他当該資産の評価額の決定にあたって必要な事項

※資産が増加した場合に、申告書と合わせて提出してください。

⑨種類別明細書(減少資産用)の書き方

① 償却資産申告書右上の義務者コード欄に番号が印字されている場合は、その番号を記入してください。

⑤ 「償却資産種類別一覧表」の資産コードを記入してください。
(償却資産種類別一覧表が同封されていない場合は未記入でも差し支えありません。)

減少資産に関する注意事項

- 耐用年数を経過した資産であっても事業に使用できる状態であれば減少資産にはなりません。
- 減価償却終了後も事業用資産として使用している限り、取得価額の5%に相当する額で評価します。

和 8 年度

種類別明細書(減少資産用)

義 務 者 コ ー ド		資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 事 由		摘 要
資 産 番 号	資 産 類 別						年 号	年 月	
01	1	12345678	蓄電池設備	3 2	2640,000	5	1・2・3・4	1・2	
02						4	1・2・3・4	1・2	
03						5	1・2・3・4	1・2	
04						4	1・2・3・4	1・2	
05						5	1・2・3・4	1・2	
06						4	1・2・3・4	1・2	
07						5	1・2・3・4	1・2	
08						4	1・2・3・4	1・2	
09						5	1・2・3・4	1・2	
10						4	1・2・3・4	1・2	
11						5	1・2・3・4	1・2	
12						4	1・2・3・4	1・2	
13						5	1・2・3・4	1・2	
14						4	1・2・3・4	1・2	
15						5	1・2・3・4	1・2	
16						4	1・2・3・4	1・2	
17						5	1・2・3・4	1・2	
18						4	1・2・3・4	1・2	
		小 計			2640,000				

⑪ 記入不要

⑫ 当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号をそれぞれ○で囲んでください。

⑬ 一部減少の内容、その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項がある場合は、そのことがわかるように記入してください。

申告書の(口)の合計と一致することを確認してください。 茅ヶ崎市

※資産が減少した場合に、申告書と合わせて提出してください。

＜ご相談いただく際、必要なもの＞

個人の場合	<ul style="list-style-type: none">・所得税青色申告決算書、収支内訳書・その他減価償却資産のわかる書類（固定資産台帳、領収書、契約書等）
法人の場合	<ul style="list-style-type: none">・法人税確定申告書・その他減価償却資産のわかる書類（固定資産台帳、領収書、契約書等）

＜申告書を郵送する場合の注意点＞

控えに受付印が必要な方	切手を貼った返信用封筒を同封してください。 ※同封のない場合は、返送ができませんのでご了承ください。
受付印が不要な方	2枚複写の内の1枚目のみを送付してください。

地方税の電子申告



が便利です。

（※電子申告を行うことで、申告書の郵送の必要がなくなります。）

詳しくは、「地方税ポータルシステム エルタックス」のホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

■ 市税は口座振替で！

固定資産税の納付は、

年4回の納付期限を気にする必要のない口座振替をお勧めします。

詳しくは茅ヶ崎市公式ホームページをご覧ください。



記入方法が分からぬ

相談したいことがある

その他……

申告書の提出先・お問い合わせ先

茅ヶ崎市資産税課（場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎2階 10番窓口）

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7140（直通）